

制限付き一般競争入札実施要領

入札参加者は、この「実施要領」のほか、「制限付き一般競争入札実施要領（共通事項）」の内容を遵守すること。

1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発 注 案 件 名 称 : 牧野高槻線用地管理工事 (R08-01)

発 注 番 号 : 08KA-119

入 札 方 式 : 制限付き一般競争入札 (工事一般型)

※入札参加件数・受注件数制限対象

入札書受付締切予定日時 : 令和8年10月30日 正午

※同一開札日同時受注防止方式対象

開 札 予 定 日 時 : 令和8年11月5日 午前11時00分

工 期 : 契約締結日から令和9年3月15日まで

工 事 場 所 : 枚方市西牧野1丁目、渚内野4丁目 地内

予定価格及び最低制限価格

予 定 価 格 : 事後公表

最低制限価格 : 事後公表

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

最低制限価格に1,000円未満の端数がある場合は切捨て。

工事概要

用地管理工事

路床盛土工一式

暗渠排水工一式

仮設工一式

発注条件

【登録業種】

とび・土工・コンクリート工事

【地域区分及び当該業種に係る総合点数又は経営事項審査総合評定値 (P点)】

市内業者 点数条件なし

【特定建設業の許可】

不要

【施工実績】

不要

【枚方市水道事業指定給水装置工事事業者の指定】

不要

建設リサイクル法第9条第1項

適用しない

週休2日工事の発注方式

対象外

情報共有システムの活用

受注者希望型

支払条件

前払金 (請負代金額の40/100以内)、中間前払金 (請負代金額の20/100以内)、完成払

設計図書等

電子入札システムからダウンロードすること。

価格内訳書の様式を見直しています。

参加資格状況申告書及び価格内訳書についても、電子入札システムの本発注案件からダウンロードした様式を使用すること。様式が異なる場合は、提出書類の不備として無効とすることがある。

質疑メール締切期限

令和8年10月20日 正午まで

メール送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp

質疑回答書様式：契約検査課ホームページ「様式ダウンロード」にあり

回答日時等

令和8年10月22日 契約検査課ホームページ「質疑回答公表」に掲載

共通発注条件

【入札参加件数・受注件数制限】

1. 本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合及び枚方京田辺環境施設組合を含む。）が今年度に発注公告をする予定価格が500万円以上の建設工事の制限付き一般競争入札の案件（低入札価格調査制度対象案件を含む。以下「制限対象案件」という。）について、同一公告日の入札の参加件数及び今年度の受注（契約締結）件数の合計数が5件（前年度に請負代金額が2,000万円以上の工事が完成し、その工事成績評定結果が80点以上であった者は6件）までであること。
2. 本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合及び枚方京田辺環境施設組合を含む。）が今年度に発注公告をする低入札価格調査制度対象案件について、同一公告日の入札の参加件数及び今年度の受注（契約締結）件数の合計数が2件までであること。
3. 1.及び2.の受注（契約締結）件数には、JVとして受注（契約締結）の案件の件数を含む。
4. 入札締切日をもって、上記の制限件数を超えた者は、当該公告日の制限対象案件について行った全ての入札を無効とする。
5. 入札締切日後に上記の制限件数を超えた者は、当該制限件数を超えて落札候補者となることができない。上記の制限件数を超えた時点で当該制限件数を超えて落札候補者となっている場合は、入札金額が低いものから順に落札者とししない。

【技術者等の配置条件】

1. 当該業種に係る資格を有する主任技術者又は監理技術者（主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合の営業所技術者及び特定営業所技術者を含む。2.において同じ。）（直接的かつ恒常的な雇用関係がある者）を本工事に専任で配置できること（重複申請は認めない。）。ただし、請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の場合又は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用がある場合は他の工事との兼任を認める。また、専任期間及び途中交代の条件は、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルの基準による。
2. 配置する主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）は、請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は、入札締切日以前に3月以上入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
3. 工事現場に常駐する現場代理人（直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であって、営業所における専任の技術者でないもの）を本工事に専任で配置できること（重複申請は認めない。）。ただし、請負代金額が4,500万円未満の場合であって、次の(1)又は(2)に該当し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めたときは、他の工事との兼任を認める。また、専任期間及び途中交代の条件は、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルの監理技術者等についての基準による。
 - (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間において、発注者との連絡体制を確保した場合
 - (2) 次の①～④の全てを満たす場合
 - ① 兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。
 - ② 携帯電話、連絡員の現場常駐等により、発注者と常に連絡が取れること。
 - ③ 発注者が求めたときに、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことができること。
 - ④ 兼任する工事が本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合及び枚方京田辺環境施設組合を含む。）発注工事であること。

【その他の条件】

1. 入札日又は入札締切日において、建設業法に規定する建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
※注 経営事項審査を受けていることとは経営事項審査が有効であることをいう。
2. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
3. 入札日又は入札締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当しないこと。
4. 入札日又は入札締切日において、枚方市入札参加停止の措置等に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。

5. 入札日又は入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
6. その他、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

【検査の結果に応じた条件】

今年度又は前年度に工期の末日がある本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院及び枚方寝屋川消防組合を含む。）発注工事の評点が60点未満のものがないこと。

同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとする。

ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等*と他方の会社等*の本店（建設工事については、建設業の許可に係る主たる営業所）又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（*には個人事業主を含む。）

提出書類

【開札後（落札候補者）】 ※提出期限 開札日の約7営業日後に個別に連絡します。

メール送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp

1. 施工実績を証する書類（コリンズ登録内容確認書又は契約書の写し（電子契約書の場合は、有効な電子署名がされている事が確認出来るもの）、その他本市が指定する書類（必要のある場合のみ））
民間実績の場合は、工事契約調書（「発注図書取得」からダウンロードすること。）、契約書又は注文書の原本とその写し、契約内容が確認できる図面又は明細書、代金支払が確認できる通帳その他公的機関が発行する書類、その他本市が指定する書類（必要のある場合のみ）。
* 施工実績が不要の場合を除く。
2. 最新の有効な経営規模等評価結果の総合評定値通知書の写し
3. 現場代理人等配置予定調書兼通知書・経歴書（「発注図書取得」からダウンロードすること。）
4. 配置予定の技術者、監理技術者補佐（配置する場合のみ）及び現場代理人との雇用関係を確認するための書類
監理技術者資格者証（表・裏）の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し、雇用保険被保険者証又は離職年月日無記入の雇用保険被保険者資格喪失届様式の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等で、所属企業名の記載がある書類のいずれか。
※注 直接かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報をマスキングすること。
5. 配置予定の技術者及び監理技術者補佐（配置する場合のみ）の国家資格等を証する書類
* 発注条件において特定建設業の許可を要する場合
所属業者の記載された監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び監理技術者講習修了証の写し
* その他の場合
資格証明書等の写し（国家資格等を有する場合）又は経歴書（実務経験による技術者の場合）
6. 価格内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」を下回ると連絡を受けた場合、その理由の確認を行うための理由書
7. 週休2日工事（発注者指定方式）の場合、「週休2日工事」取組形式選択書（様式1号）
8. その他、本市が指定する書類（必要のある場合のみ）

【完了検査時又は複数年度契約の各年度終了時（特定建設業の許可を求める工事の受注者）】

労務者賃金支払状況報告書（様式ダウンロード>工事受注者提出書類様式集>様式20）